

**「医療法人の非課税となる所得金額の計算書」の記載の手引
(医療診療業のみ行う場合)**

地方税法第72条の23第2項の規定に基づき、兵庫県においては「医療法人の非課税となる所得金額の計算書」の提出をお願いしているところですが、計算書の各欄に記載すべき額については、次のとおり算定してください。

(1) 社会保険診療等収入(項目番号2~5)

※根拠法令等 地方税法第72条の23第2項、第3項、同法施行令第21条の7、取扱通知4の7の5

項目番号	区分	内容
2	健康保険収入	健康保険法に基づく療養の給付
3	国民健康保険収入	国民健康保険法に基づく療養の給付
4	その他の社会保険収入	<p>高齢者の医療の確保に関する法律、船員保険法、國家公務員共済組合法、防衛省の職員の給与等に関する法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、戦傷病者特別援護法、母子保健法、児童福祉法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付</p> <p>生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、出産扶助のための助産</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る給付若しくは医療、助産若しくはサービス</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく障害者等に係る指定自立支援医療若しくは障害者にかかる指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）</p> <p>児童福祉法の規定に基づく障害児に係る肢体不自由児通所医療若しくは障害児に係る障害児入所医療</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく指定難病の患者に係る指定特定医療</p> <p>児童福祉法の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援</p>
5	介護保険収入	<p>介護保険法、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する以下の介護サービスに係る費用</p> <p>(1) 居宅サービス ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護</p> <p>(2) 介護予防サービス ①介護予防訪問看護 ②介護予防訪問リハビリテーション ③介護予防居宅療養管理指導 ④介護予防通所リハビリテーション ⑤介護予防短期入所療養介護</p> <p>(3) 施設サービス ①介護保健施設サービス ②介護医療院サービス ③指定介護療養施設サービス</p> <p>※「介護保険に係る社会保険診療収入等取扱いについて」を参照</p>

ご注意：国民健康保険事務手数料等は、社会保険診療等収入に含めないこと

項目番号	区分	内容
15	医療収入に含めて算定する軽微な「その他事業収入」	<p>患者、職員等の便宜に資する事業で、その収入金額が医療診療業の1割程度以下である小規模なもの。主として患者、職員等が利用する売店、喫茶店等の経営が該当します。</p> <p>また、その他には、駐車場料（一般に開放しているもの）、不動産賃借料（一般に賃借しているもの）、太陽光発電による売電収入等が該当します。</p>

医療法人の非課税となる所得金額の計算書 (医療診療業のみ行う場合)	事業年度	法人名	記載上の注意事項
	・から まで	法人番号(マサバ)	
	区分	番号	金額(円)
	総所得金額 (第6号様式別表5⑩に一致)	1	
	社会保険診療等収入	2	
	健康保険収入	2	
	国民健康保険収入	3	
	その他の社会保険等収入	4	
	介護保険収入	5	
		6	
	小計	7	
	自由診療等収入	8	
	労災保険収入	9	
	その他の自由診療等収入	10	
	介護保険収入	11	
	その他利用料等	12	
		13	
	合計医療収入(7+13)	14	
	医療収入に含めて算定する 種類「その他事業収入」	15	
	医療収入金額(14+15)	16	
	社会保険等に係る所得 (第6号様式別表5⑩に一致)	17	
	(備考)		
	加算(医療収入から除外した金額)		
	介護に係る収入	18	
	介護以外に係る収入	19	
	減算(医療収入以外(雑収入等)から含めた金額)		
	社会保険診療収入	20	
	自由診療等収入	21	
	その他事業収入(=15)	22	
	総計(16+加算・減算)	23	

(3) 雜収入として非課税所得の算定に含めないもの (介護以外に係る収入)(項目番号19)		
項目番号	区分	内容
19	雜収入として取扱い、 非課税所得の算定に 含めないもの	<p>老人医療福祉事務手数料・福祉医療福祉事務手数料(県市町の公費負担分に係る手数料)、国民健康保険事務手数料、救急医療機関助成資金、救急ベッド確保料、緊急患者手当、輪番制事業補助金等医師会及び国県市町からの医療の充実のための補助金、地方公共団体からの利子補給金、中古医療機器の売却収入、往診先から受けた車代、X線検査の売却収入、治療器具・材料等の売却収入(患者等以外への売却等に係るもの)、医薬品のリバート、調剤薬局の処方箋発行に係る謝礼、生産品等販売収入(作業療法等を通じて生産した農作物等の販売収入又は物品等の加工・修理の請負収入)、医療事故保険金、付添人の給食収入、受取利息・配当金、赤電話・自動販売機等の手数料収入、職員・從業員給食収入等、駐車場料(原則として一般に開放していないもので外来者の便宜のために設置したものに限る)、他の法人又は個人が院内で営業する商店等(原則として病院関係者、患者、外来者を対象とするものに限る)に係る建物使用料、家屋賃貸料(職員の住宅に使用するものに限る)、院内託児所料(職員のために設置するものに限る)、要介護・支援認定に係る市町等からの委託料、介護保険法施行規則に規定する食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、その他日常生活に要する費用等(ただし、当該費用について、介護保険法第51条の3、4又は第61条の3、4の規定により特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス等の支給がある場合は、当該収入は課税収入として取扱います。)</p>

(2) 自由診療等収入(項目番号8~11)

項目番号	区分	内容
8	自由診療収入	地方公務員災害補償法、国家公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、公害健康被害の補償等に関する法律、自動車損害賠償保障法等の規定に基づく療養の給付等 (項目番号2~5及び9に係る法律を除く)
9	労災保険収入	労働者災害補償保険法に基づく療養等の給付
10	その他の自由診療等収入	自費診療収入、室料差額(特別の病室の差額徴収額、差額ベッド代等)、給食差額(入院中の特別注文食品にかかる差額分の額)、歯科材料差額(前歯の金合金又は白金加金の場合の差額部分)、保健予防活動収入(健康診断、予防接種など集団的保健予防活動に係る収入)、受託検査料(受取レンタルゲン料等)、医療設備器械を他の医療機関を利用した場合の収入、文書料、消毒料、嘱託料(学校医、嘱託医、産業医等の報酬)、医療相談収入(人間ドック、妊娠婦保健指導等個別の保健予防活動に係る収入)、洗濯料(新生児及び患者に係るものに限る)、容器代(瓶詰等)、新生児及び患者に対する被服料与料・寝具貸付料、矯正歯科に係る矯正用器具代、治療に伴う歯磨き指導による歯ブラシ代、松葉杖・車椅子等の貸付け料、その他上記に類するもの
11	介護保険収入、 その他利用料等	<p>介護保険法、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する以下の介護サービスに係る費用</p> <p>(1) 居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売</p> <p>(2) 施設サービス…指定介護福祉施設サービス</p> <p>(3) 介護予防サービス 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売</p> <p>(4) その他の介護保険法の規定により支払われる費用 特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、特定入所者介護予防サービス費、特例特定入所者介護予防サービス費</p> <p>(5) 介護に係る特別なサービス収入等</p> <p>※「介護保険に係る社会保険診療収入等取扱いについて」を参照</p>

(3) 雜収入として非課税所得の算定に含めないもの(介護に係る収入)(項目番号18)

項目番号	区分	内容
18	雜収入として取扱い、 非課税所得の算定に含めないもの	<p>介護保険給付の対象外となる 「食事の提供に要する費用」 「滞在・居住に要する費用」 「日常生活に要する費用」について、 營業外収入(雑収入)として取り扱い、課税所得の算定において除外するものとする。</p> <p>ただし、上記の費用のうち、介護保険法第51条の3、4に規定する(特例)特定入所者介護サービス費として支給されたもの及び同法第61条の3、4に規定する(特例)特定入所者介護予防サービス費として支給されたものについては、課税となります。</p> <p>※区分経理していない場合は、「単価×延人数」で控除して差し支えない。</p> <p>※「介護保険に係る社会保険診療収入等取扱いについて」を参照</p>

**介護保険に係る社会保険診療収入等の取扱いについて
(医療診療業のみ行う場合)**

医療法人等は、法人事業税の課税標準額の算定上、健康保険法等に基づく社会保険診療に係る収入金額を益金の額に算入せず、また、社会保険診療に係る経費を損金の額に算入しないこととされています(地方税法第72条の23第2項)が、介護保険法に基づいて市町又は国民健康保険団体連合会から支給される居宅介護サービス費、介護予防サービス費及び施設介護サービス費についても同様に取り扱います。

つきましては、法第72条の23第2項、第3項第4号、地方税法の施行に関する取扱いについて(取扱通知)4の7の5及び介護保険法に基づき、「医療法人の非課税となる所得金額の計算書」における介護保険の取扱いを次のとおり定めますので、計算書とともに「介護保険収入等の内訳書」をご提出ください。

(1) 社会保険診療等収入(項目番号2~5)

※根拠法令等 地方税法第72条の23第2項、第3項、同法施行令第21条の7、取扱通知4の7の5

1 非課税分として取り扱う介護サービス

- (1) 指定居宅サービス
 - ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導
 - ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護
- (2) 指定介護予防サービス
 - ①介護予防訪問看護 ②介護予防訪問リハビリテーション
 - ③介護予防居宅療養管理指導 ④介護予防通所リハビリテーション
 - ⑤介護予防短期入所療養介護
- (3) 施設サービス
 - ①介護保健施設サービス②介護医療院サービス
 - ③指定介護療養施設サービス

2 非課税分として取り扱う介護サービスに要する費用

市町等から支給された9割の上記非課税介護サービスに要した費用及び被保険者が負担した1割の自己負担額の合計額
なお、非課税となる上記サービスについて、介護保険収入の対象外となる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他日常生活に要する費用は計算の対象から除きます。

(2) 自由診療等収入(項目番号11)

1 課税分として取り扱う介護サービス(含:被保険者1割負担)

- (1) 下記7種類の指定居宅サービス
 - ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③通所介護 ④短期入所生活介護
 - ⑤特定施設入所者生活介護 ⑥福祉用具貸与 ⑦特定福祉用具販売
- (2) 下記施設サービス
 - 指定介護福祉施設サービス
- (3) 下記7種類の介護予防サービス
 - ①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護
 - ③介護予防通所介護 ④介護予防短期入所生活介護
 - ⑤介護予防特定施設入所者生活介護 ⑥介護予防福祉用具貸与
 - ⑦介護予防特定福祉用具販売

- (4) その他の介護保険法の規定により支払われる費用の額
 - ・特例居宅介護サービス費
 - ・地域密着型介護サービス費
 - ・特例地域密着型介護サービス費
 - ・居宅介護サービス計画費
 - ・特例施設介護サービス費
 - ・特例特定入所者介護サービス費
 - ・地域密着型介護予防サービス費
 - ・介護予防福祉用具購入費
 - ・特例介護予防サービス計画費
 - ・特例特定入所者介護予防サービス費

2 介護保険給付対象外とされる特別なサービス、介護療養関係用品等に係る被保険者の自己負担金

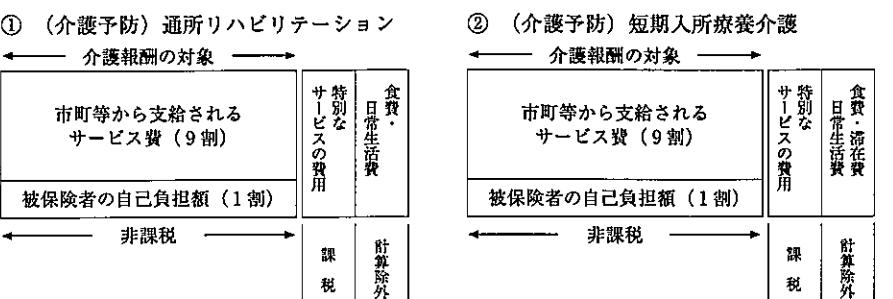
3 その他介護関係で課税分として取り扱うもの

主治医意見書の作成料

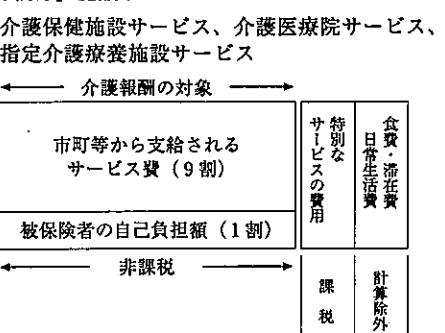
介護保険の要介護・支援認定に係るもの。ただし、文書料として他の診断書とは区別せずに項目番号「10」(その他の自由診療等収入)に計上している場合は、再区分する必要はありません。

(参考) 収入区分図と非課税所得算定上の取扱いについて

【非課税分】指定居宅サービス、指定介護予防サービス



【非課税分】施設サービス

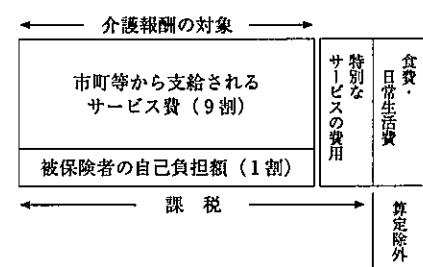


医療法人の非課税となる所得 金額の計算書 (医療診療業のみ行う場合)		事業年度	法人名
		・ から ・ まで	管理番号
医療収入	区分	番号	金額(円)
	総 所 得 金 額 (第6号様式別表5⑯に一致)	1	
社会保 险 診 療 等 收 入	健 康 保 险 収 入	2	
	国 民 健 康 保 险 収 入	3	
	そ の 他 の 社 会 保 险 等 収 入	4	
	介 護 保 险 収 入	5	
		6	
	小 計	7	
自由診 療 等 收 入	自 由 診 療 収 入	8	
	劳 灾 保 险 収 入	9	
	そ の 他 の 自 由 診 療 等 収 入	10	
	介 護 保 险 収 入、 そ の 他 利 用 料 等	11	
		12	
	小 計	13	
	合 计 医 療 収 入 (7+13)	14	
	医 療 収 入 に 合 め て 算 定 す る 額 が な 「そ の 他 事 業 収 入」	15	
	医 療 総 収 入 金 額 (14+15)	16	
	社会保険等に係る所得 (1×A) (第6号様式別表5⑯に一致)	17	
(備考)			
	加 算 (医療収入から除外した金額)		
	介 護 に 係 る 収 入	18	
	介 護 以 外 に 係 る 収 入	19	
	減 算 (医療収入以外(雑収入等)から含めた金額)		
	社会保険診療収入	20	
	自由診療等収入	21	
	そ の 他 事 業 収 入 (=15)	22	
	総計 (16+加算・減算)	23	

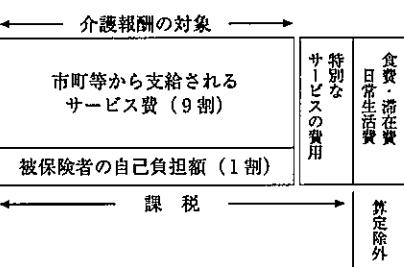
*23欄は、損益計算書の医療(医業)収入の計と一致

【課税分】指定居宅サービス、指定介護予防サービス

① (介護予防) 通所介護



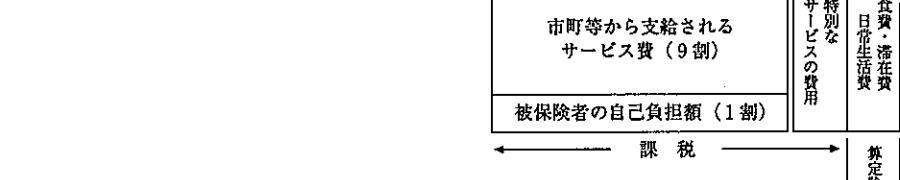
② (介護予防) 短期入所生活介護



③ その他

【課税分】施設サービス

【課税分】施設サービス



(3) 雜収入として非課税所得の算定に含めないもの(項目番号18)

1 介護保険給付の対象外となる

- ①「食事の提供に要する費用」
- ②「滞在・居住に要する費用」
- ③「日常生活に要する費用」

※ ただし、上記の費用のうち、介護保険法第51条の3、4に規定する(特例)特定入所者介護サービス費として支給されたもの、及び同法第61条の3、4に規定する(特例)特定入所者介護予防サービス費として支給されたものについては、課税扱いとなります。

2 その他介護関係で雑収入として非課税所得に含めないもの

- ①要介護・支援認定に係る訪問調査の委託料
介護保険の要介護・支援認定に係る訪問調査で、ケアマネージャー(介護支援専門員)を派遣した際に市町等から「委託料」の名目で支払を受けた金額は、医療診療業を行う中で附随的に発生した営業外収入(雑収入)であることから、課税所得の算定から除外します。